

○ 公立大学法人福岡県立大学危機管理規程

法人規程第63号

平成26年12月24日

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
 - 第2章 危機管理委員会（第5条－第10条）
 - 第3章 危機対策本部（第11条－第14条）
 - 第4章 雑則（第15条－第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人福岡県立大学（以下「本学」という。）において発生し、又は発生が予想される様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、本学における危機管理に関し必要な事項を定めることにより、学生及び教職員等（以下「学生等」という。）の安全確保や地域住民の支援を行い、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるとおりとする。

(1) 危機管理

想定される危機の発生原因を把握・分析し、その危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために体制及び対応策を準備すること。

(2) 部局長

公立大学法人福岡県立大学部局長会議規則第3条に定める者をいう。

（危機事象）

第3条 この規程において対象とする危機事象は、次の各号のいずれかに該当するものであって、学生等の生命若しくは身体又は本学の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急の事態をいう。

- (1) 地震、風水害、その他自然現象による災害
- (2) 火災事故、テロの発生
- (3) 実験、実習中の重大な事故
- (4) 重篤な感染症、集団食中毒の発生

- (5) 施設設備の安全管理上の重大な事故
- (6) 海外における重大な事件・事故
- (7) 情報システム、コンピュータネットワーク上の重大な事故
- (8) その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要と考えられるもの

(理事長等の責務)

第4条 理事長は、本学における危機管理を統括する責任者として、危機管理体制の充実に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 副理事長等役員は、理事長を補佐し、危機管理の充実に努めるものとする。
- 3 部局長は、当該部局の危機管理の責任者として、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局の危機管理の推進に努めるとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 教職員は、危機管理意識を持って、その職務の遂行にあたるものとする。

第2章 危機管理委員会

(設置)

第5条 理事長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討・審議するため、福岡県立大学危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 学内の危機管理体制の整備に関すること
- (2) 危機管理マニュアルの策定に関すること
- (3) 各種の危機事象に関する情報の収集・分析及び対応に関すること
- (4) 危機管理に関する教育・研修の企画・立案に関すること
- (5) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること
- (6) その他危機管理に関し必要とする事項

(組織)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常務理事（事務局長）
- (4) 教員兼務理事
- (5) 学部長
- (6) 附属図書館長、附属研究所長
- (7) 経営管理部長、学務部長
- (8) その他、理事長が必要と認める者

(任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には理事長を、副委員長には副理事長を充てる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、危機管理の実施に関し必要な事項を検討・審議することが必要と認められるときは、随時会議を招集する。

第3章 危機対策本部

(設置)

第11条 理事長は、危機事象が発生し、又は発生するおそれがあると判断する場合は、速やかに当該危機事象に対処すべく危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

(業務)

第12条 対策本部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 危機に係る情報の収集及び分析
- (2) 必要な対策の決定及び実施
- (3) 学生等への危機に関する情報提供
- (4) 各部局及び関係機関との連絡調整
- (5) 報道機関への情報提供
- (6) その他危機への対処に関して必要な事項

(構成等)

第13条 対策本部は、次の各号に掲げる本部員をもって構成する。

- (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 常務理事（事務局長）
 - (4) 教員兼務理事
 - (5) 学部長
 - (6) 附属図書館長、附属研究所長
 - (7) 経営管理部長、学務部長
 - (8) その他、理事長が必要と認める者
- 2 本部長は、理事長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
 - 3 副本部長は、副理事長をもって充て、本部長を補佐する。理事長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 4 本部員は、対策本部の業務を処理する。

5 対策本部は、当該危機事象への対処の終了をもって解散する。

(権限)

第14条 対策本部は、本部長の指揮の下に、当該危機事象に迅速に対処するものとする。

2 学生及び教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、その事案の処理にあたり、本学の諸規程等により必要とされる手続きを省略することができる。

4 前項に規定する事案の処理に当たって対策本部が行う決定は、他の学内組織のあらゆる決定に優先する。

5 対策本部は、当該危機事象への対処の終了後、学生、教職員等に対処の状況及び結果について報告しなければならない。

第4章 雑則

(事務)

第15条 委員会及び対策本部の事務は、経営管理部が行う。

(雑則)

第16条 この規定に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年12月24日から施行する。